

J A R I

城里テストセンター 走行試験ガイドライン

一般財団法人 日本自動車研究所
城里テストセンター



【お知らせ】

本走行試験ガイドラインは、設備施設の更新などにより予告なく変更することがあります。JARIIのHPにて最終版を常にご確認ください。

発行: Apr.2022

ガイドラインの基本運用について

当ガイドラインは、一般財団法人日本自動車研究所(以下JARIという)城里テストセンター(以下STCという)に於いて、安全に試験を遂行するための『ガイドライン・指針』を記載したものです。各種試験の手順書、マニュアル等を規制するものではありません。JARI・STCの規定は『施設使用手順』として添付資料中に掲載。

1 利用者が必要とする資格について

STCの使用にあたっては、有効な免許証保有者であること。

- ① 試験に供する車両の有効な運転資格であること
- ② 設備やフォークリフト等を取り扱う場合は、当該施設設備の操作運転資格保有者であること
- ③ 燃料補給には、危険物取扱者資格が必要
- ④ 当該車両の運転免許証を持たずに試験路を使用する場合、その者の運転技量を担保する団体組織等の資格を保有していること。例:FIA, MFJ, 各種団体、組織発行のライセンス(社内資格を包含)等

2 安全管理

- ① 施設使用申込書「安全管理組織」には、試験日の安全を統括する安全管理責任者名を記載し当日の安全管理体制を明記するとともに、試験人員への安全配慮を確実に行うこと。
また安全管理責任者は、掛かる試験に対する全責任を取れる者があたるか、その者に権限委譲された者があたること。
- ② 構内の連絡道路は業者など一般公道と同じ通行状況にあり、移動に際しては指示速度を守り安全に通行すること。したがって連絡道路における試験走行は厳禁とする。
- ③ 化学物質規制の変更に伴い、スプレータイプの潤滑剤や洗浄剤などを取り扱う場合は、経産省、厚労省の基準を遵守し当施設への放置は厳禁とする。

3 走行試験ガイドライン

- | | |
|---|----|
| ① 高速周回路、旋回試験場 | P3 |
| ② 外周路
NV多用途路 | P4 |
| ③ 低μ路
総合試験路
第2総合試験路
悪路試験場
共用エリア | P5 |

付則

P6~11

各試験路の走行ガイドライン

- 本ガイドラインは規定ではなく、試験路使用方法の指針です。速度や走行台数の指針について、使用者が安全管理を具体的に対応する場合はこの限りではありません。
1. 安全管理責任者は安全性を十分配慮し、各試験路の走行台数、走行速度、車間距離及び走行方法などについて、運転者等に適切な指示を行うこと。
 2. 原則タイヤ痕をつけるような走行は禁止しており(旋回試験場および総合試験路の一部を除外)、タイヤ痕の可能性がある場合は事前に STC に確認すること。

高速周回路

試験事例: 動力性能、走行抵抗、燃費計測、車車間通信、車載機器影響、 など。

- ① 同時最大走行台数は、20台までとする。
- ② 高速周回路は、原則反時計回りとし次の区分を目安に走行車線を使用する。

走路区分	中立速度(車線中央部)	同時走行台数
低速車線	60km/h	10以下
中速車線	105km/h	6以下
高速車線	190km/h	4以下

- ③ 250km/h を超えるような高速試験は、原則1台の専有使用とすること。
曲線部(バンク)走行時のタイヤ許容荷重に、十分な安全マージンが図られていること。
- ④ 旋回試験場との併用試験の場合は、原則旋回試験場内の試験車両を1台限定とする。
- ⑤ 複数の試験車が同時に走行する場合、以下に十分注意し安全を確保する。
 1. 車速や試験内容に応じ必要十分な車間距離を設定し遵守する。
 2. 曲線部バンク内の車線変更や駐停車は禁止とする。
 3. 計測などで停止が必要な場合は、直線部退避路とする。
 4. トラブルなどやむを得ない理由により曲線部で停車せざるを得ない場合は、左側の退避路かグリーン帯に停車させる。
- ⑥ 冬季などグリーン帯が枯れている場合は、排気熱などによるグリーン帯の類焼に十分留意すること。

旋回試験場

複数の試験車両を同時に試験する場合は、各々の車両の間隔や試験領域を区分し、十分な安全管理体制を取る。

- ① 定位置に戻り繰り返しが必要な試験は、試験走行ラインから十分な距離を確保し、直近の対面走行をしないこと。
- ② 高速周回路との併用で、かつ旋回試験場を退出する場合は、高速周回路から離れた旋回試験場路側線外側を使用するか、高速周回を同一周回方向で経由し戻ること。
- ③ 横転や転覆の恐れがある限界試験等の場合、アウトリガーの取り付けなど横転転覆防止を講じること。

外周路

試験事例: 乗り心地評価、車車間通信、前照灯評価、車載機器性能、試乗会、馴らし走行、STCにおけるアップダウンのある試験路として運用、また自動運転合流評価に利用可能。

- ① 同時最大走行台数は、20台とする。
- ② 走行方向は原則左側対面通行とする。
- ③ Uターンは、直線部に設けられた転回場で行うこと。
- ④ 制限速度は、車種により下表を基本とする、南曲線部は曲率に合わせ利用社判断とする。
制限速度並びに指示速度を上回る試験が必要な場合、周回方向の統一など必要な安全対策を講ずること。

車種	直線部(km/h)	北曲線部(km/h)	南曲線部
普通自動車	100	80	左同 合流部は曲率に合 わせ利用社判断
大型自動車	90	60	
二輪車	120	80	

- ⑤ 停止を伴う試験は、直線部など見通しの良い所とする。この時は方向指示器などにより、後続車への意思表示を確実にすること。またこれを追い越す場合は、停止車両並びに対向車両への安全を確保すること。曲線部での停止試験が必要な場合は、必要な安全対策と無線機などによる情報共有を必須とする。
- ⑥ 自動運転試験は十分な準備と、試験方法について意思統一を確実にすること。

NV・多用途試験路

試験事例: 振動、ISO騒音計測、乗り心地、Dry・Wet制動、走行抵抗。

- ① 用途: N路およびV路は、乗用車専用試験路である。
- ② 走行音試験路面は、騒音試験利用の場合を除き、定速の通過のみとし、転舵や加減速は禁止する。
- ③ N路およびV路面での急ブレーキ、急発進、急ハンドル操作、駐停車は禁止する。
上記路面は両端部での進入退出とし、途中から進入退出はしないこと。
- ④ タイヤ痕可能エリアは、中央最深部とし詳細は控所のガイドライン図を参照のこと。
- ⑤ 試験路終端部は遮蔽盛土となり、オーバーラン時は横転や転覆の危険性があるため、十分な車両の点検と慣熟運転を行い、試験速度は徐々に上げること。
試験路終端部までの残距離に十分注意しブレーキングポイントなど、具体的な試験方法を取り決めておくこと。
- ⑥ 車両の機械的失陥などがないよう、十分な点検とリスク管理を行うこと。
※ブレーキポイント目印のカラーコーン貸し出しが可能。
※ドライバーが計測器などを注視しなくてすむよう試験方法、手順を設定すること。

低μ路

試験事例: Wet・Dry 制動試験、走行安定性、LDWS(普通車)、走行抵抗、

- ① 低μ路のタイル路面、排水性試験路面では、**乾燥状態では通過のみとし**、『急ブレーキ、急発進、急ハンドル操作』は厳禁とする。
- ② 試験路終端部は遮蔽盛土となり、オーバーラン時は横転や転覆の危険性があるため、十分な車両の点検と習熟運転を行い、試験速度は徐々に上げること。
また試験路の残距離に十分注意し、減速ポイントなど具体的な試験手順を取り決めておくこと。
- ③ 車両の操舵装置ならびに制動装置に機械的失陥などがないよう、十分な点検整備とリスク管理を行うこと。
※ブレーキポイントなど目印のカラーコーン貸し出しが可能。
※ドライバーが計測器などを注視しなくてすむよう試験方法、手順を設定すること。

総合試験路

試験事例: 動力性能(加速)、Dry・Wet 制動、走行安定性、AEBS、灯火器、運転支援性能、白線認識試験

- ① 試験路終端部が遮蔽盛土となるため十分な車両の点検と習熟運転を行い、試験は徐々に速度を上げること。
- ② 試験路終端部は遮蔽盛土による飛び出し防止を兼ねている、このため終端部までの残距離に十分注意し減速ポイントなど、具体的な試験方法を取り決めておくこと。
- ③ 車両の操舵装置ならびに制動装置に機械的失陥などがないよう、十分な点検整備とリスク管理を行うこと。
※ブレーキポイント目印のカラーコーン貸し出しが可能。
※ドライバーが計測器などを注視しなくてすむよう試験方法、手順を設定すること。

第2総合試験路

試験事例: AEBS 機能、Wet グリップ試験

- ① コース終端部手前 100m で走行速度 80km/h 以下とする。
- ② Wet グリップ試験路面では、**湿潤状態試験に限定**し乾燥路面状態の試験はできない。
- ③ 共有施設エリアを減速区間として使用する場合、安全確保のため**共有施設エリアに監視員を配置**のこと。
減速ポイントの設定など、安全対策を講ずること。

悪路試験場

試験事例: 各種オフロード機能試験

- ① 周回方向は任意とする。
- ② 走行台数は原則1台とする。
複数台数走行試験の場合は、同一周回方向とし、埃による視界不良を考慮した安全対策を必須とする。
上記安全対策は、**施設使用申込書**と同時に STC に提出するものとする。

共用施設エリア

共用施設エリアは、利用者の治具類等を保管する場所として使用、必要な場合はSTCに相談のこと。

第2総合試験路の助走区間として使用されることがあるため、この場合は STC の指示に従うこと。

添付資料 Appendix

気象に関する判断基準

		四輪	大型四輪 1Box 等	二輪車
風速 (10分間の平均値)	～10m/s	規制なし		
	10m/s～15m/s	120km/h	80km/h	
	15m/s～20m/s	80km/h	走行中止	
	20m/s 以上	全試験中止 (飛来物に注意)		
雷	10km 圏内	走行注意/適宜規制		走行中止
降雪・積雪・凍結	STC と都度協議	適宜規制		

控所『雷警報装置』が作動、発報した場合、安全管理責任者は二輪車の走行を中止させ屋内に避難させる。

四輪車の場合、安全を考慮し試験中止を含み車内・屋内避難など、雷雲の進行状況なども勘案し適宜規制する。

頭上にて発雷中は屋外、車外、に立つのは非常に危険なため即時屋内に避難のこと。

※試験再開「規制解除」連絡はSTCからは行わない、自社の判断で解除のこと。

※安全管理責任者は、試験条件が成立する条件であるか適切に判断すること。

施設使用手順

1. 目的

この手順は、施設運用要領に定める使用者（以下、「使用者」という。）が、施設を使用するに際して使用者の責任及び遵守すべき事項等について定める。

2. 使用者の責任等

- a) 使用者は、施設の使用に際して、安全の確保及び危害防止について万全の策を講ずるものとする。
- b) 使用者は、事故等が発生した場合には、速やかに STC へ連絡するとともに、適切に事故の処理を行うものとする。
- c) 使用者は、事故等が発生した場合の人的損害、車両の損害等、施設の使用に伴い発生した損害についてすべて使用者の責任において処理するものとし、研究所に対して責任を追求したり、これらの損害賠償を一切請求したりしないものとする。また、当該事故に關して第三者が研究所に損害賠償を請求した場合についても、使用者はその責任と費用により処理するものとする。
- d) 使用者は、事故の発生により研究所に損害を与えた場合は、これを賠償するものとする。

3. 使用者の遵守事項等

- a) 施設の使用に際して、使用者は安全管理体制を設けるものとする。また、施設の使用内容に応じて適切な監視体制を設けるものとする。
- b) 試験コースはそれぞれの目的に応じて特殊な条件で設計されているため、使用者は、社内等の基準を満足するだけでなく当該試験コースの走行に十分な経験を積んだ運転者を選任するものとする。
- c) 使用者は、研究所構内（以下、「構内」という。）においては次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 構内に入出入りする際は、研究所守衛所において所定の手続を行う。
 - 2) 当該使用施設及びこれに至る通路以外の場所には立ち入らない。
 - 3) 構内における通行は、試験コース以外は標識等の指示に従って行う。
 - 4) 構内では、試験実施のとき以外であっても安全の確保及び危害防止に万全の策を講ずる。
 - 5) 構内において写真撮影を行う場合は、別に定めるところによる。
 - 6) その他、研究所担当員（以下、「担当員」という。）から指示された事項。
- d) 使用者は、施設の使用に際して、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 施設の使用開始に際しては、担当員に開始する旨を告げ、担当員の了承を得てから開始する。
 - 2) 施設の使用に際し、施設等に何らかの異常が認められたときは、直ちに使用を中止するとともに担当員に通報し、その指示を受ける。
 - 3) 施設の使用時間を延長せざるを得ない場合は、定められた時間帯で一旦使用を中止し、担当員にその旨を告げ、担当員の指示を受ける。
 - 4) 施設の使用が終了したときは、担当員にその旨を告げ、異常等の有無の確認を行った後に当該施設から退出する。異常が認められた場合は、担当員にその旨を告げ、立ち会いの上で確認を求める。
 - 5) 前号の異常が、使用者の責に帰すべきものと判明した場合は、本手順 2 項の「使用者の責任等」を適用するものとする。
 - 6) 試験コースの共用使用においては、使用者の責任において使用者間で試験コースの使用車線または使用時間帯等について調整のうえ使用する。

4. 施設の運転等

試験コースに付属している各設備、機器の運転は使用者が行うものとする。ただし、研究所の担当員は定時的な巡視を行うことができる。なお、その場合は事前に立ち入りする旨の連絡を行なうものとする。

5. 損傷負担金等の納入

施設の損傷負担金については、施設使用終了後、研究所が使用者の確認を得て精算し請求するものとし、使用者は、研究所が指定する日までに指定する方法により支払うものとする。また、施設運用手順 3 項に定める使用取り止めに伴う違約損害金についても同様とする。

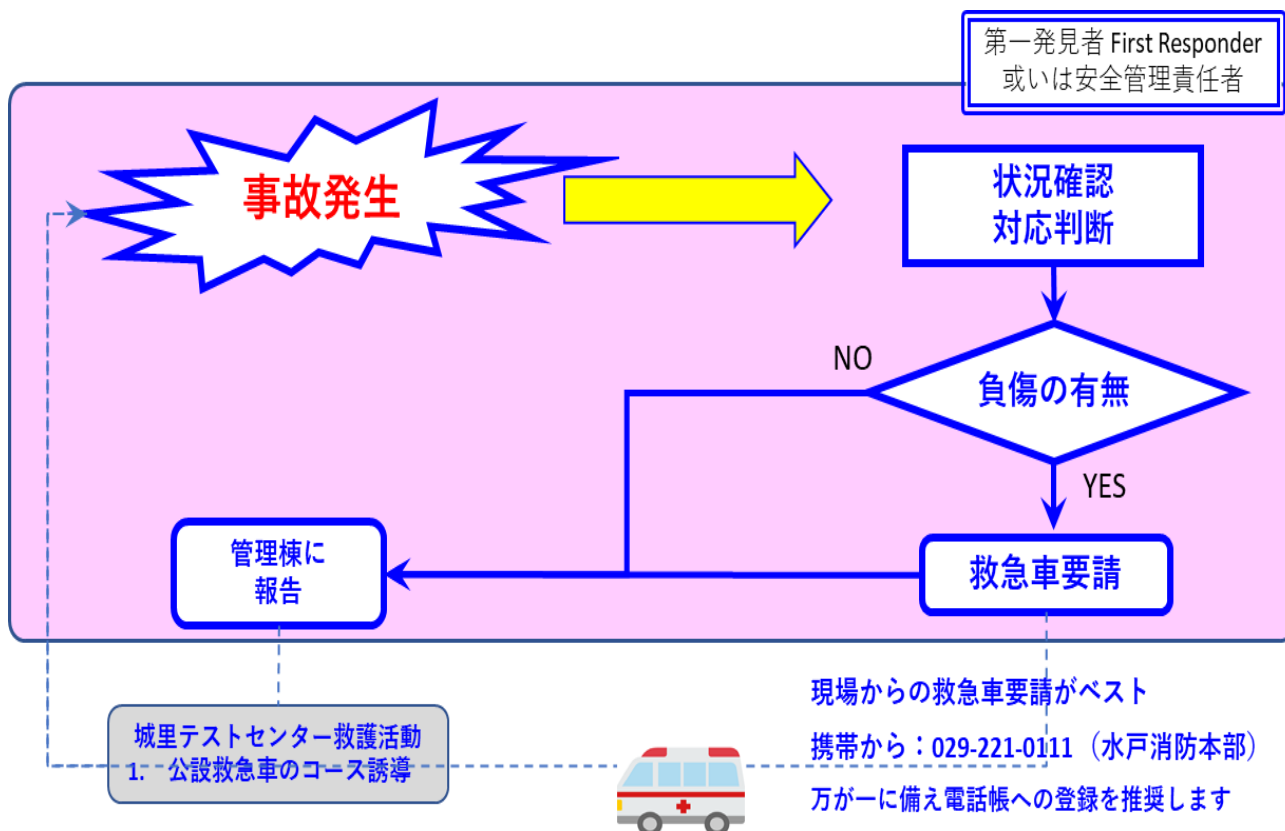
6. その他

この手順に定めのあるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は研究所が定める。

事故発生時連絡手順

緊急連絡用無線機あるいは電話で、以下の手順で救護要請してください。

下記実線で囲まれた実線の手順を踏んで下さい。



トラブル発生時連絡手順(事故でない場合)

1. トラブル発生 ⇒ 状況確認 ⇒ チームで共有 ⇒ 代表者が電話で連絡
2. STC 担当者が現場確認(同行) ⇒ 事情概要確認
3. トラブル処理 処理範囲により当事者への協力要請を行う
4. 重大なトラブルの場合『トラブル報告書』提出 を要請する場合がある。

事故・トラブルの定義

1. 事故とは
生命財産に被害損害などが発生することを云い、労働災害に該当する場合、交通事故の物損に該当する場合、をいう。
※事故報告書の提出は、城里テストセンターと協議し決定し、また提出期限を定める。
2. トラブルとは
設備財産への影響があったり、禁じられている事(規定違反)などが起きる事を云う。
※トラブル報告書の提出は、JARI 3労働日以内とする。

消火器設置場所 図中の赤丸が設置場所

消火器設置場所の概要は、以下のとおり
 詳細については、各試験路控室の「ガイドライン」参照のこと。

各控室の外壁消火器収納箱には、
 CO2 消火器とABC 粉末消火器が
 備えられている。

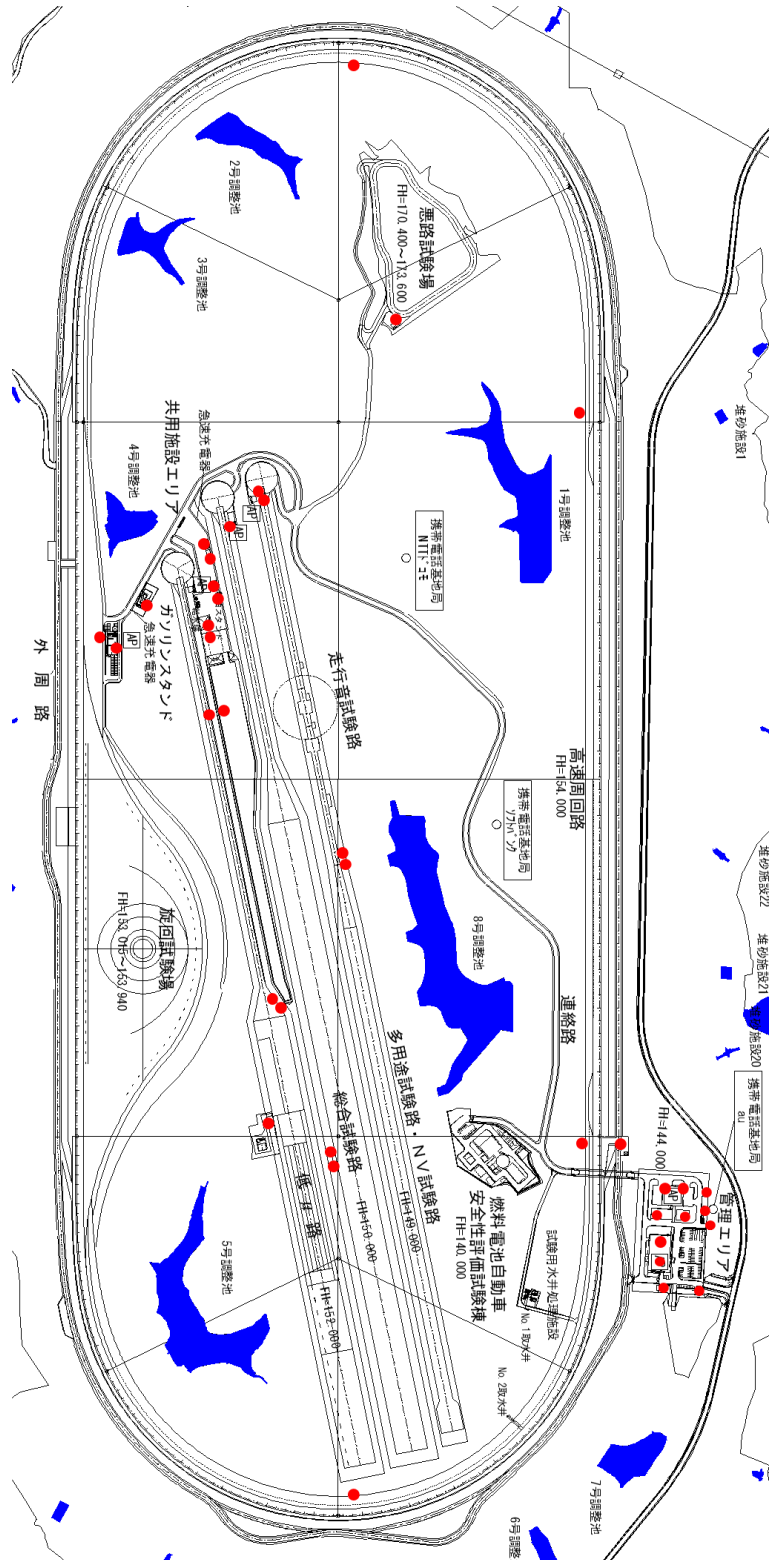
- ①最初に使う消火器
 CO2 ガス消火器
 CO2 ガスによる、窒息消火

- ②CO2 ガス消火器で消せなかった場合
 ABC 消火器を使用する。
 薬剤による抑制消火

※ABC 消火器を使用した後で、CO2 系
 消火器を使用すると、抑制剤が吹き飛び
 抑制効果が減少してしまうため、順番を
 間違えないこと。

- 【重要】
 各建屋内への携行缶による
 ガソリン保管量は、消防条例によ
 り「40L未満」と定められてい
 るためこれを超える保管をして
 はならない。

また、給油時の帯電除去は確実
 に行い、スパーク引火に十分注
 意しなければならない。



タイヤ痕禁止領域

STC 場内は連絡路含みタイヤ痕禁止です。

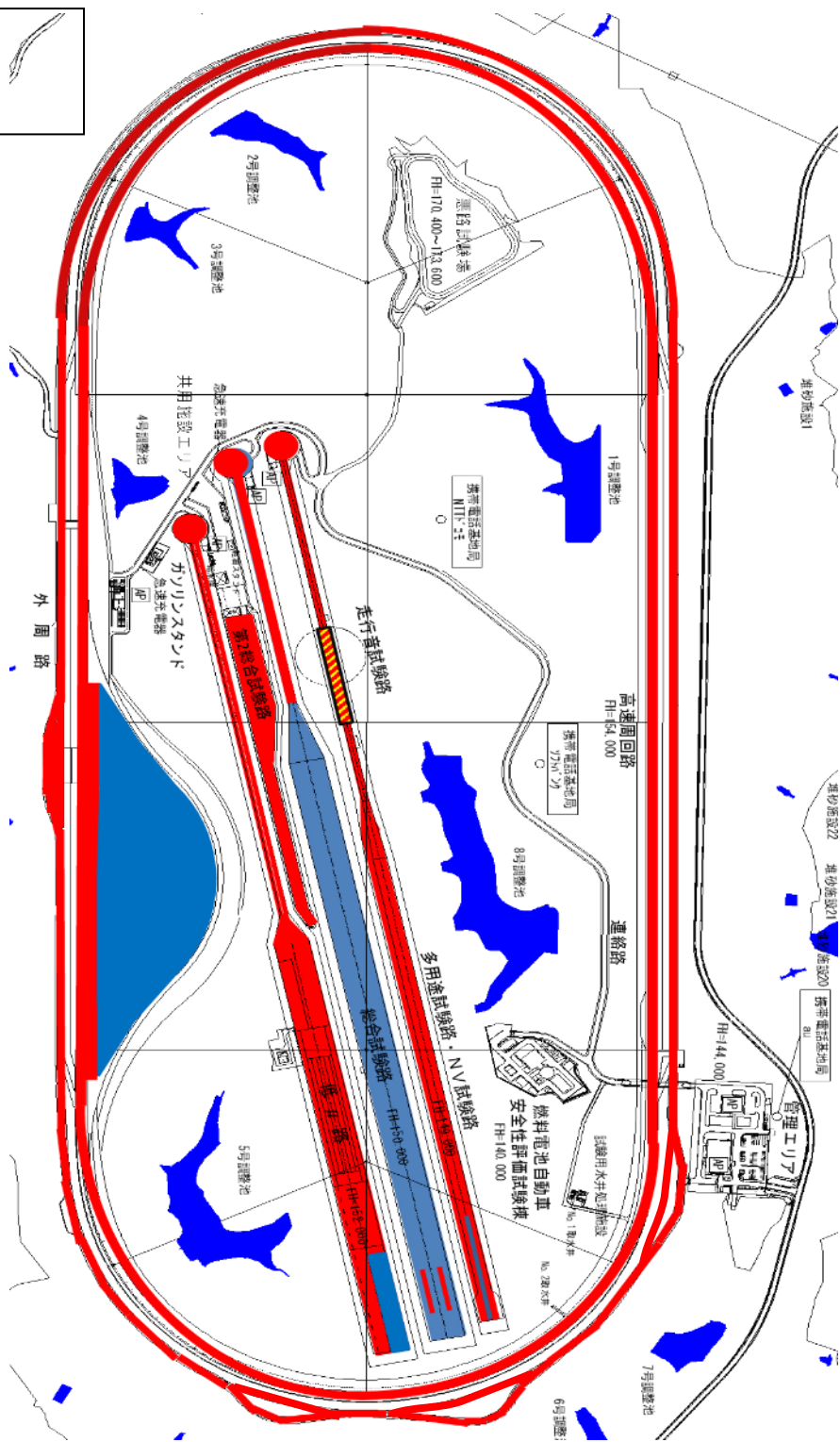
エリア概要を以下に示すが、詳細禁止部分は、各試験路ガイドライン・ブック参照のこと。

旋回試験場、加速レーンを除く総合試験路以外は、ABS 作動によるタイヤ痕以外は禁止。

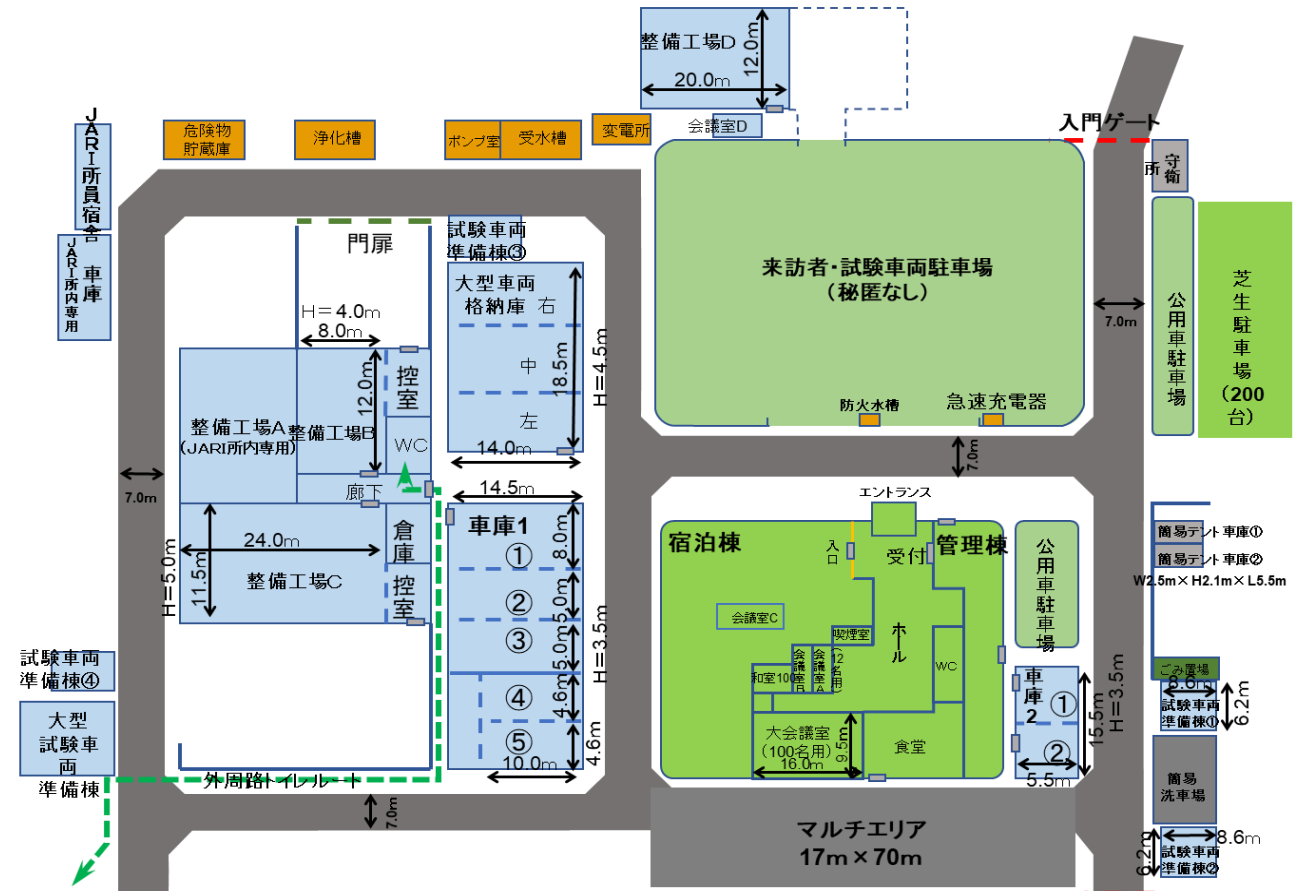
ABS カット試験は、上記エリアでのみ実施可能。

1. 意図せず付けてしまったタイヤ痕については、管理室までご連絡ください、確認後対応させていただきます。
2. 各試験路に備え付けの「ガイドライン」を参照し、禁止部を再確認の上試験実施のこと。

赤色で示された領域は
タイヤ痕禁止エリア。



管理棟地区整備場案内



	扉回路	総合試験場 整備工場	低圧路 整備工場	多用途路 整備工場	多用途路 車庫	外周路 整備工場	アラメント 測定棟	整備工場B	整備工場C	整備工場D	大型格納庫	車庫1	車庫2	試験車両 準備棟2	大型テント 周囲n'728	共用エリア	整備場倉庫	連絡路
電源 (3相200V)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電源 (単相200V)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電源 (単相100V)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡易移動式ホスト(クレーン)1.0t	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天井クレーン	○(2.0t)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2柱リフト(最大荷重3.0 ton)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タイヤチェンジャー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移動型簡易リフター(3t)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホイールバランサー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ブレーキテスター(輪止め含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サイドスリップテスター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エア設備(1.0MPa)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
減圧弁(0.05~0.85MPa)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エアジャッキ	2t, 低2t, 5t, 25t	2t, 低2t, 25t	2t, 3t	2t			低2t	低2t, 25t	低2t, 5t, 10t	低2t, 25t	2t, 3t, 5t, 25t							
リジッドラック(普通車用)	○	○	○	○	○	○	○(4個)	○(4個)	○(4個)	○(4個)	○(4個)	○(4個)	○(4個)	○(4個)	○(4個)	○(4個)	○(4個)	○(4個)
ボール盤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
桌上グラインダー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バイス(万力)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高速カッター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高温温水洗浄機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(要扉入口)
ティグ溶接機, 溶接面, 溶接棒等一式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アルゴンボンベ(ティグ溶接機用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ブライトヒーター(有償)(単相100V)	○(5台)	○(2台)	○(1台)	○(1台)			○(1台)	○(3台)	○(2台)	○(1台)			○(1台)	○(1台)				
スポットクーラー(三相200V)	○(4台)	○(3台)	○(1台)	○(1台)			○(1台)	○(3台)	○(4台)					○(1台)				
車両重量計(有償)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バッテリー充電器(12V, 24V)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ブースターケーブル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両整備工具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
給油スタンド	○(扉回路専用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
EV200V普通充電コンセント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
EV急速充電器(CHAdEMO)(有償)	○(給油スタンド)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フォークリフト(3.5t)(有償)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地下ピット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
WLTTP気象観測装置(有償)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸出用ウェイト(5kg, 10kg, 20kg)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸出用コンクリートウェイト(500kg)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸出用コンクリートウェイト(1t)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

上記以外の設備・備品も保有しているケースがあります、お問い合わせください。